確定拠出年金制度
加入者ご利用ガイドブック
各種手続き・Web操作

contents
目次

はじめに ……1

ご利用にあたって ……2

まず、ここからはじめましょう！ stage 1,2 ……4

stage 1 初期設定手続き ……5

- step-1 パスワードの変更
- step-2 加入者情報の確認・追加
- step-3 制度情報の確認
- step-4 掛金の配分設定（変更）
- step-5 一時拠出金の配分設定

stage 2 制度加入後の手続き ……10

- step-1 スイッチング
- step-2 個人別資産状況の確認
- step-3 その他
  - ・給付について
  - ・退職時の取扱について（移換）
  - ・税制優遇について

サポート ……16

確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程 ……17

ご利用時間について

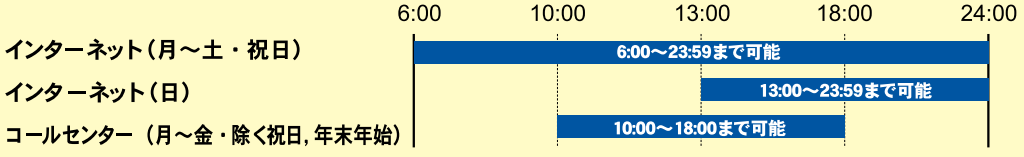

*スイッチング等の運用指図の受付は23時54分までとなります。

はじめに

加入者の皆様へ

このガイドブックでは記録関連運営管理機関をSBIベネフィット・システムズ株式会社（以下BFS）とする確定拠出年金制度において、加入者様が行うインターネット上での操作を中心に様々な手続きのポイントについて説明しています。当サービスでは、インターネットでの手続きの受付に加え、コールセンターからでも手続きを行えますので、加入者様の環境に応じてご利用ください。

確定拠出年金には、企業型年金・個人型年金それぞれに定める規約があり、その規約に従って制度が運営されますので、加入者様は、ご加入されている年金プランの規約の内容を十分ご理解されるようお願いいたします。

当サービスの加入者サイトでは、いつでも規約を確認できるように規約全文とその要約を載せておりますので、併せてご活用ください。

ぜひ、このガイドブックを活用し、当サービスの内容をご理解いただき、より快適にご利用いただければ幸いです。

なお、ご意見・ご質問などがございましたらメール・お電話等にてお気軽にご連絡ください。

手続き全体の流れ

このガイドブックでは、加入者様にわかりやすく手続き全体をご理解いただくため、制度加入に伴う準備段階の手続きを【stage1】、制度加入後の各種手続きを【stage2】と、2段階に分けて説明しています。

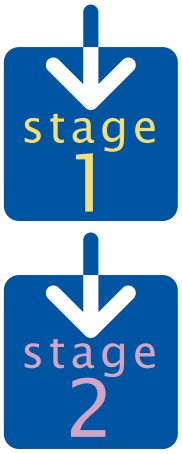

初期設定手続き ▶▶ p5～9

制度加入後の手続き ▶▶ p10～15

ご利用にあたって

[アクセス方法]と[基本機能のご案内]

当サービスでは様々な手続きをインターネット上で行うことができます。
まず、確定拠出年金サイト（加入者サイト）のアクセス方法と基本機能をご理解ください。

[アクセス方法]

インターネットでアクセス

下記のURLから確定拠出年金サイトにアクセスしてください。

https://www.benefit401k.com/customer/

ログイン

確定拠出年金サイトのログイン画面でIDとパスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてトップページへ

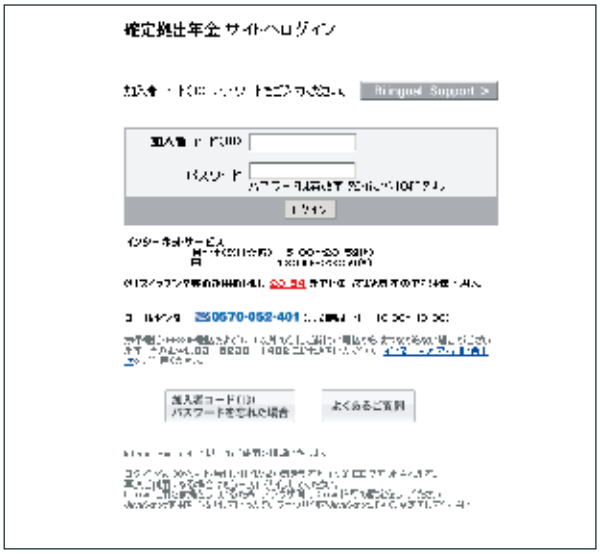

[基本機能のご案内]

トップページ

トップページから、すべてのサービスをご利用いただけます。
ここでは、各メニューについて説明しています。

ご希望に沿ったメニューを選択すると、サービスをご利用いただけます。

Web操作手順を確認したい時
>>参加方法

制度について確認したい時
p7
>>制度情報

掛金の配分・スイッチングや運用商品一覧を照会したい時
>>運用指図

確定拠出年金の残高状況を確認したい時
>>資産の状況

過去の取引の履歴を確認したい時
>>履歴照会

個人の基本情報を確認したい、変更をしたい時
>>加入者情報

用語集などの便利な情報を見たい、困った時に相談したい時
>>役に立つ情報

FAQ、用語集、法令、申請書類、サイトマップ、ご相談

サイト内で迷子になった時
>>サイトマップ

サイトのメニュー構成が一目でわかります。

終了したい時
>>ログアウト

セキュリティのため一定時間経過すると自動的にログアウトします。

管理者・加入者・BFS 3者間のコミュニケーションツール
p16
>>メッセージボード

① What's New
BFSからの情報を一斉に告知する連絡欄です。

② 管理者からのお知らせ
企業管理者様や運営管理機関から加入者様に対して一斉に情報を告知する場合の連絡欄です。

③ メッセージ
BFSや企業管理者様と1対1で情報のやり取りを行う連絡欄です。

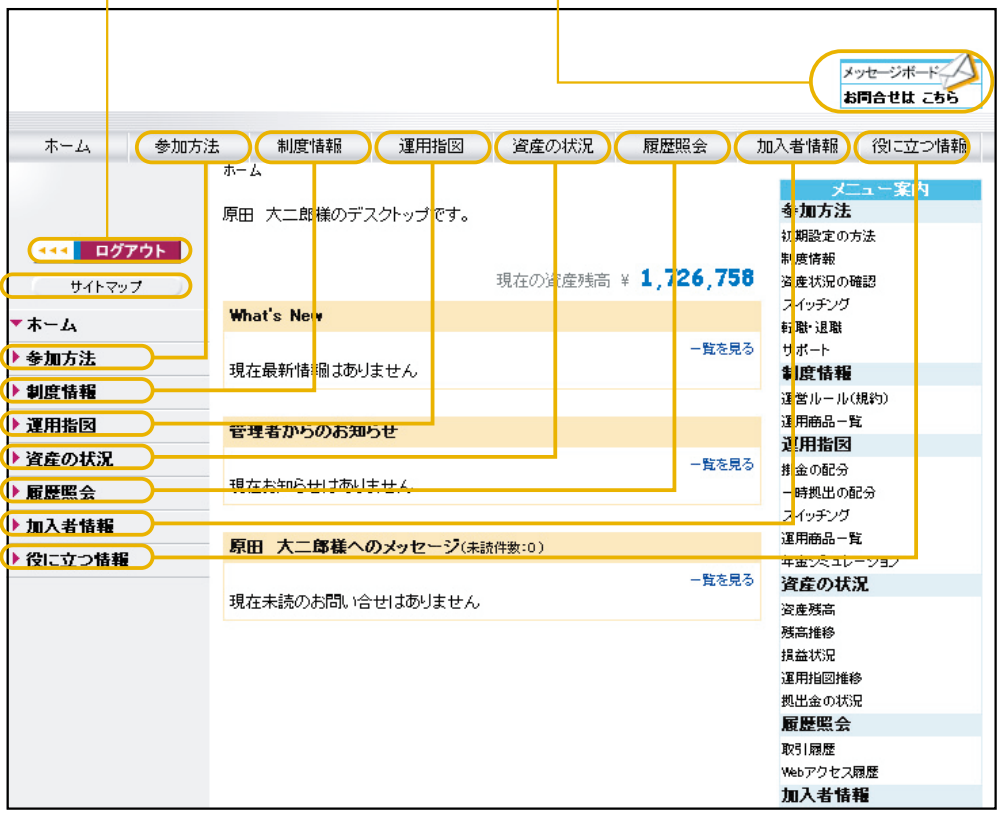

まず、
ここからはじめましょう!

stage 1 初期設定手続き

▶▶ p5～9

確定拠出年金制度加入の準備段階として加入者様が、ご自身の登録情報の確認・追加や拠出金の運用配分を行います。企業型年金加入者の方は初期設定締切日までに以下のstepを完了していただく必要があります。個人型年金加入者・運用指図者の方は、パスワードの変更を行った上で、すでにお申し出いただいた情報について、あらためてご確認をお願いいたします。

初期設定締切日までに、以下のstepを完了します。

- step-1 パスワードの変更 ▶▶ p5
- step-2 加入者情報の確認・追加 ▶▶ p6
- step-3 制度情報の確認 ▶▶ p7
- step-4 掛金の配分設定（変更） ▶▶ p8
- step-5 一時拠出金の配分設定 ▶▶ p9

拠出金には以下の2種類があります。
＊「掛金」…月々の定期的な拠出分
＊「一時拠出金」…他の年金制度（厚生年金基金・退職手当制度等）の解散等による一時金としての拠出分（転職等によるポータビリティを用いた他制度間の資産移換とは異なります。）

初期設定締切日の確認方法

＊個人型年金加入者・運用指図者の場合は必要ありません。

「トップページ」から「加入者情報」→「加入者情報の管理」→「DC制度情報」を選択します。

＊DCとは、Defined Contribution（確定拠出年金）の略です。

stage 2 制度加入後の手続き

▶▶ p10～15

確定拠出年金制度加入後、所有資産（保有商品）の預け替え（スイッチング）や毎月の掛金運用割合の変更、個人別資産状況の確認等必要に応じて行う手続きがあります。

スイッチング ▶▶ p10～11

保有商品の一部、あるいは全部を解約（売却）し、その解約金額で新規に他の商品を購入することです。

個人別資産状況の確認 ▶▶ p12

加入者個人の資産残高やこれまでの推移などについて様々な角度から見たビジュアルレポートです。

掛金運用割合の変更 ▶▶ p8

月々の掛金の運用割合を変更する手続きです。

その他 ▶▶ p13～15

「給付」や「退職時の取扱について（移換）」について解説しています。

stage 1
初期設定手続き
step-1 パスワードの変更
step-2 加入者情報の確認・追加
step-3 制度情報の確認
step-4 掛金の配分設定（変更）
step-5 一時拠出金の配分設定
stage 2
制度加入後の手続き

stage 1 初期設定手続き

step-1 パスワードの変更 重要!

セキュリティ向上のため、パスワードを変更することをお薦めします。

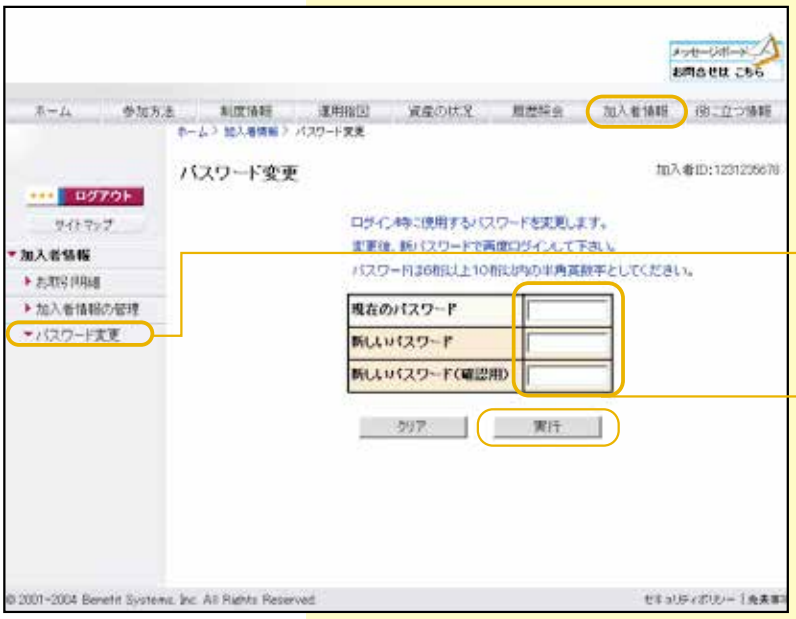

操作手順

❶ BFSからご連絡した加入者IDとパスワードを使用して、ログインする。

❷ トップページから「加入者情報」→「パスワード変更」を選択する。

❸ パスワード変更入力画面に従って、「現在のパスワード」と「新しいパスワード」（加入者様ご自身が決めたもの）を入力し、「実行」をクリック。（確認のため新しいパスワードは2ヶ所入力してください。）

[ご注意]
新パスワードを忘れないようご注意ください。
忘れた場合は、再発行手続きが必要です。

stage 1
初期設定手続き
step-1　パスワードの変更
step-2　加入者情報の確認・追加
step-3　制度情報の確認
step-4　掛金の配分設定（変更）
step-5　一時拠出金の配分設定
stage 2
制度加入後の手続き

step-2　加入者情報の確認・追加

登録済みの個人情報をご本人が確認し、追加情報を登録していただきます。登録済みの項目は、企業型年金では企業管理者、個人型年金では受付金融機関・国民年金基金連合会を通じて登録されており、ご本人が直接変更することはできません。

操作手順

❶トップページから「加入者情報」→「加入者情報の管理」を選択する。

❷「基本情報」・「勤務先情報」をクリックし、それぞれの変更可能な項目（※印のついている項目）に変更内容を入力し、「設定・変更」をクリックする。

＊個人型年金では「勤務先情報」は表示されません。また、「DC制度情報」・「他年金情報」では入力できる項目はありません。

❸入力確認画面で設定内容を確認。

❹内容に誤りがなければ「はい」をクリック。

＊変更できない項目（住所・自宅電話番号等）の変更は、企業型年金の場合は企業管理者、個人型年金の場合は受付金融機関へご連絡ください。

step-3　制度情報の確認

ご加入された年金プランの規約、選択可能な運用商品の一覧を確認することができます。

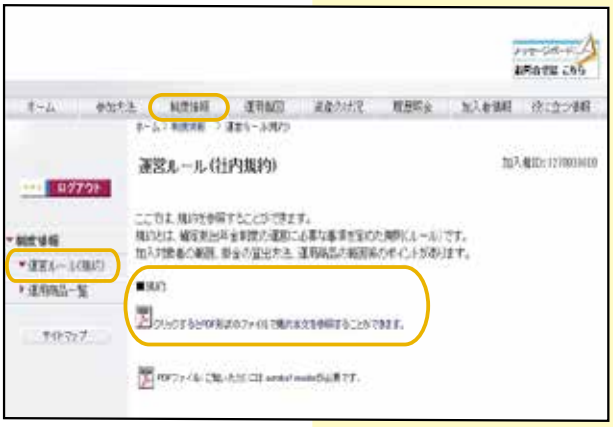

規約の確認

規約とは

確定拠出年金には各プランごとに定める規約があります。規約は、年金制度を開始するにあたり、加入者様の資格に関する事項や掛金・給付・事務費の負担・運用方法・指図などに関する一定の事項について定めたものです。

加入者サイトには、そのサポートとして、加入者の皆様にいつでも規約が確認できるように規約全文とその要約を掲載しています。

アクセス方法

トップページから「制度情報」→「運営ルール（規約）」を選択。

運用商品の確認

ご加入のプラン内で提示されている全商品を「運用商品一覧」からご確認いただけます。

アクセス方法

トップページから「制度情報」→「運用商品一覧」を選択。
（トップページから「運用指図」→「運用商品一覧」を選択しても確認できます。）

＊各商品に関するお問い合わせは、コールセンターやメッセージボードにてお気軽にお問い合わせください。

p16

step-4　掛金の配分設定（変更）

月々の掛金の運用配分の設定を行います。

例えば、月々の掛金額が10,000円の場合、その10,000円を加入者ご自身が選択可能な運用商品の中から配分設定します。

例）A銀行定期預金：5,000円、B証券投資信託：5,000円

＊自己負担による手数料がある場合、手数料を控除した金額が運用指図となります。

操作手順

❶トップページから「運用指図」→「掛金の配分」を選択する。

❷購入する商品の割合を合計が100%になるように入力する。

❸端数*1を調整する商品を指定する。（1商品のみ指定）

❹「確認画面へ」をクリックする。

❺確認画面が表示されるので、内容に誤りがなければ、「はい」をクリック。「最新の商品説明書類はご覧になりましたか?」の画面がでます。該当書類をご一読の上、「はい」をクリックし完了画面が表示されれば設定完了。「いいえ」をクリックした場合は、配分設定はされません。

*1 端数について
計算結果（掛金×割合（%）×1/100）に端数がある場合に割り当てる商品を必ず一つ選択してください。将来掛金額が変わった場合にも、有効になります。例えば、10,005円の掛金額を半分（50%）にすると、5,002.5円になり、端数である0.5円を割り当てる商品を選択することです。

＊初期設定締切日までに掛金の配分設定を行わなかった場合は、それぞれの規約に従い、原則として元本確保型商品に100%配分されますので、ご注意ください。

書類（帳票）での手続き

「掛金運用配分設定（変更）申込書」（割合指定用）

・掛金運用配分設定（変更）を行う場合、「掛金運用配分設定（変更）申込書」に必要事項を記入の上、BFSあてに書類をFAX（03−6230−1401）し、送達確認をしてください。

・指定する商品名は運用商品一覧の中より選択して、記入してください。商品構成は見直される場合もあります。プラン内で提示されている商品がご不明の場合はコールセンターへお問い合わせください。

＊なお、上記書類については加入者サイトの「役に立つ情報」→「申請書類」からダウンロードすることが出来ます。

stage 1
初期設定手続き
step-1 パスワードの変更
step-2 加入者情報の確認・追加
step-3 制度情報の確認
step-4 掛金の配分設定(変更)
▶ step-5 一時拠出金の配分設定
stage 2
制度加入後の手続き

step-5 一時拠出金の配分設定

勤務先企業での他年金制度(厚生年金基金・退職手当制度等)の制度変更などにより、企業型年金への移換資産がある場合に、その運用配分の設定を行います。

転職等による他制度間のポータビリティを用いて資産を引き継ぐ場合は、書面での手続きのみとなります。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

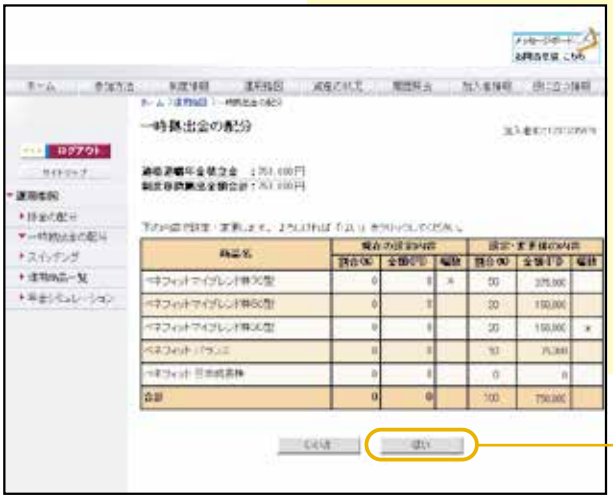

操作手順

❶ トップページから「運用指図」→「一時拠出金の配分」を選択する。

❷ 購入する商品の割合を合計100%になるように入力し、「設定・変更」をクリックする。

❸ 確認画面が表示されるので、内容に誤りがなければ、「はい」をクリック。「最新の商品説明書類はご覧になりましたか?」の画面がでます。該当書類をご一読の上、「はい」をクリックし完了画面が表示されれば設定完了。「いいえ」をクリックした場合は、配分設定はされません。

＊基本的な操作手順・考え方はstep4「掛金の配分設定」と同様であり、移換資産部分をどの商品で運用するかを設定します。

stage 2 制度加入後の手続き

step-1 スイッチング

スイッチングとは保有商品の一部または全部を解約（売却）し、その解約金額で新規に他の商品を購入することです。「預け替え」とも呼ばれています。
スイッチングの申込はコールセンターでも受付けておりますので、ご希望の方はコールセンターへお電話ください。

スイッチングのイメージ

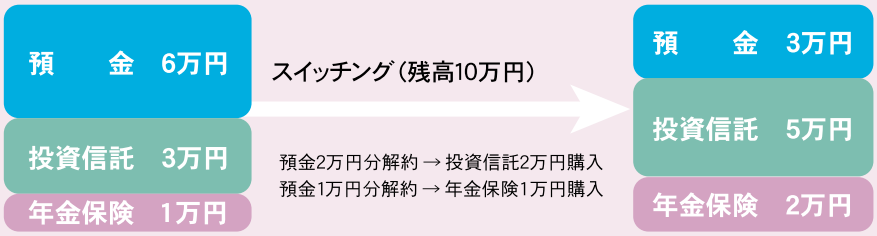

操作手順

保有商品の一部または全部を解約します。

❶トップページから「運用指図」→「スイッチング」を選択する。新たにスイッチングを行う場合は「新規」をクリックする。

❷解約可能商品一覧表で解約商品を選択し、商品名をクリックする。

❸解約数量・方法を選択し、「実行」をクリックする。

解約方法

❶「全額解約します。」
→指定した商品を全額（全口）解約します。

❷「右数量を一部解約します。」
→商品により定められたルール（口数等）に従い解約します。

❸「明細を指定して、一部解約します。」*
→「いつ購入したものを」「どれだけ」と指定して解約します。

＊預金・年金保険の場合のみ可能です。

スイッチングする際の留意点

（以下の点に注意してください。）

1 スイッチングのお申込自体には手数料はかかりません。
ただし、商品によっては費用（信託財産留保額・解約控除）がかかる場合があります。
「運用商品一覧」の中から商品を選択しますと、費用の情報を照会できます。

2 インターネットでのスイッチング受付は、サイトご利用時間内であれば、常時可能です。
実際に指図が出る日は、当サイトで確認してください。

3 「解約（売却）」と「購入」が1対1の関係となります。
例えば、A投信10万口を解約して、B預金とC年金保険を5万口分で「購入」する場合、以下のような2ステップの手続きが必要です。
①A投信を5万口解約してB預金を購入。
②A投信を5万口解約してC年金保険を購入。

step-1 スイッチング（続き）

操作手順（続き）

次に解約した商品の解約金で別の商品を購入します。

[ご注意] 商品を購入する前に目論見書等、最新の商品説明書類をお読みください。

❹ 購入商品指定画面で購入する商品を選択し、「購入」をクリックする。

❺ 「商品説明書類は ご覧になりましたか?」というメッセージが表示されるので「はい」をクリックし、次の画面に進む。

❻ スイッチング内容確認画面で解約商品、購入商品、数量、手数料の有無を確認する。

❼ 誤りがなければ「はい」をクリックし、完了画面が表示されれば設定完了。

＊完了画面の表示後にスイッチングを続けて行う場合は「スイッチングを続ける」をクリックしてください。
＊スイッチングを取り消す場合は、スイッチング受付一覧表（「運用指図」→「スイッチング」）の「取消」をクリックし、画面に従って取消手続きをしてください。

[ご注意] スイッチングの売買実行前後にはスイッチングの取消や追加スイッチングが制限される期間（スイッチング受付停止期間）があります。ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください。

step-2　個人別資産状況の確認

各加入者様の確定拠出年金資産の残高推移や損益状況をグラフ等にてわかりやすく表示しています。（資産の状況は、受渡完了の翌日にWebに反映されます。）

操作手順　トップページから「資産の状況」を選択します。ご覧になりたい項目を選択してください。以下のような画面が表示されます。

▶▶ 資産残高

▶▶ 残高推移

▶▶ 損益状況

▶▶運用指図推移

▶▶拠出金の状況

step-3 その他

給付について

給付とは、「一定の要件」を満たした場合に受け取ることができる年金もしくは一時金のことです。「受給可能年齢になったとき」は老齢給付金、「障害を負ったとき」は障害給付金、「死亡したとき」は死亡給付金といいます。給付金受取の手続きは、コールセンターへお問い合わせください。

▶▶ 老齢給付金

老齢給付金は、確定拠出年金への最初の掛金の拠出から10年以上（運用指図のみを行なう期間も含めて）経過していれば、60歳から受取ることができます。最初の拠出から10年が経過していない場合でも、遅くとも65歳から受取を開始することが可能です。また、遅くとも70歳までには受給を開始しなければなりません。老齢給付金は一時金で受け取ると退職所得、年金（分割）で受け取ると雑所得となります。

老齢給付金の受給可能年齢について

加入者等期間によって、受給可能年齢が異なります。

加入者等期間：
1. 企業型年金加入者であった期間
2. 個人型年金加入者であった期間
3. 企業型年金運用指図者であった期間
4. 個人型年金運用指図者であった期間
5. 厚生年金基金・確定給付企業年金・企業年金連合会より資産を移換した期間

※ 1～5と重複している場合は、その期間を除きます。

★上記 1～5 を合計（ただし、60歳に到達した日の前日（誕生日の2日前）の属する月以前の期間のみが対象）して10年以上にならない場合は、年齢によって上記の通算加入者等期間があれば老齢給付が受給できます。

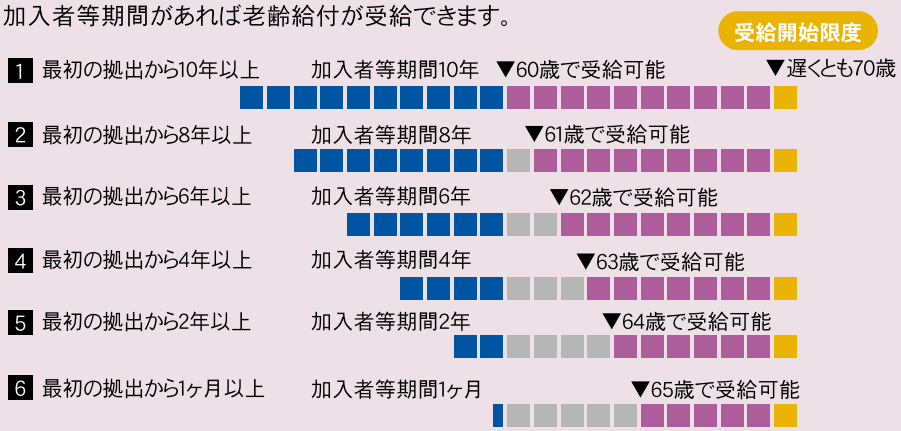

▶▶ 障害給付金

確定拠出年金に加入している方、あるいは加入していた方が疾病、負傷、傷病により一定の障害状態（障害等級1級、2級等）になった場合には、障害給付金の請求をすることができます。

老齢給付金は課税対象ですが、**障害給付金は原則非課税**となります。

▶▶ 死亡一時金

確定拠出年金に加入している方、あるいは加入していた方が死亡したとき、遺族は死亡一時金を受け取ることができます。死亡一時金は相続税の対象となります。

step-3 その他（続き）

退職時の取扱について(移換)

転職先の会社に確定拠出年金制度があれば、自分の年金資産を転職先に移換することになります。一方、同制度がない場合や、自営業者になる場合等には、個人型年金（国民年金基金連合会）に移換することになります。このように資産を移換することをポータビリティといいます。このポータビリティが確定拠出年金の特徴となっております。

＊一定の要件を満たした場合に限り脱退一時金を受け取ることができるケースがあります。詳細につきましてはコールセンターまでお問い合わせください。

▶▶ 離・転職などによる確定拠出年金の扱い

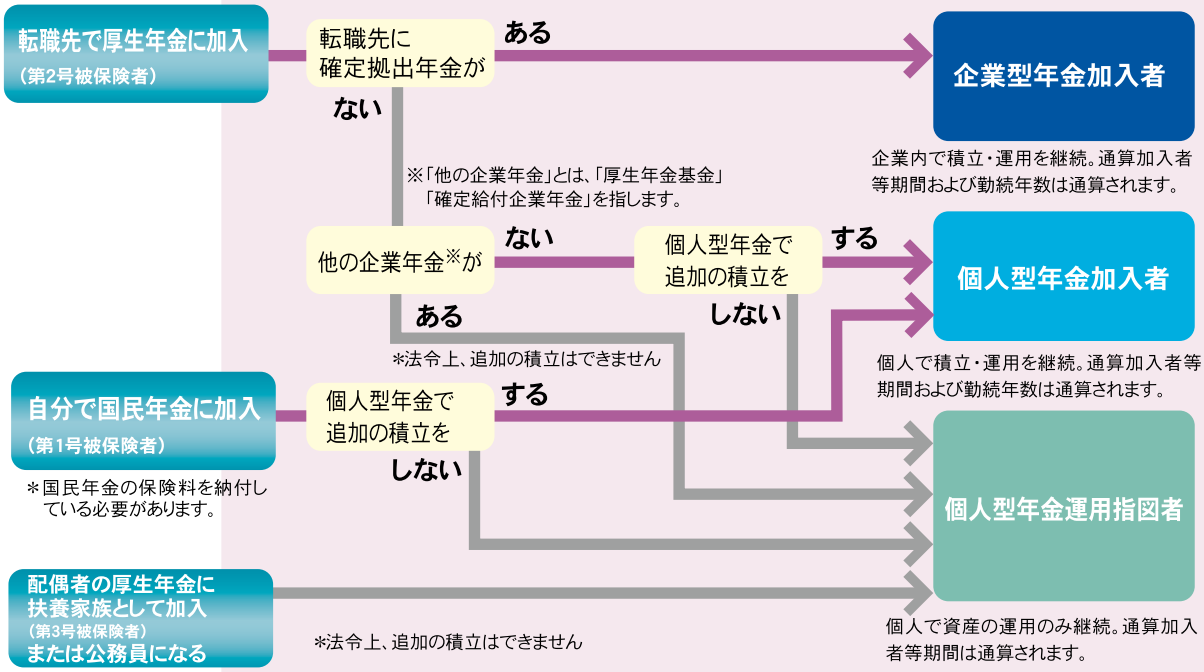

注）移換の手続きを取らずに6ヶ月以上が経過した場合、年金資産は強制的に国民年金基金連合会に移換され、追加の手数料が徴収されるのに加え、給付（受取り）時に税制優遇を受けるのに必要な「勤続年数」（p15参照）および早期に給付（受取り）を開始するのに必要な「通算加入者等期間」（p13参照）に通算されませんのでご注意ください。

▶▶ 実際の手続きイメージ （例：個人型年金に年金資産を移換するケース）

離職前の制度（旧制度）内で行う手続き

① 加入者様が会社へ退職の連絡（申出）
② 会社より運営管理機関へ加入者資格喪失届の提出
③ 運営管理機関から加入者様へ通知（既加入データ等の通知）

離職後の制度（新制度）内で行う手続き

④ 加入者様が個人型年金を扱う受付金融機関へ連絡、移換の申込
⑤ 新旧運営管理機関・資産管理機関での移換作業
⑥ 新運営管理機関より移換完了を加入者様へ通知

step-3 その他（続き）

税制優遇について

確定拠出年金制度は、自助努力による60歳以降の資産形成を促進するために、様々な税制優遇が設けられています。

❶ **拠出段階**
企業型年金の掛金は給与とはみなされないため、所得税・住民税・社会保険料の対象とはなりません。個人型年金の掛金は「所得控除」となり、拠出により課税所得が減少します。

❷ **運用段階**
年金資産を運用する過程で得られた譲渡益（売買で得られた差益）や利子・分配金等は、通常の金融資産であればその時点で課税の対象となりますが、確定拠出年金の資産である間は課税の対象とされず、得られたリターンの全てが再投資（新たな運用）に回ります。

❸ **給付段階**
一時金受取の場合は「退職所得控除*」、年金受取の場合は「公的年金等控除」が適用されます。

*企業型・個人型年金加入者として掛金を積み立てた期間は、退職所得控除計算上の「勤続年数」に通算されます。詳しくは下記をご参照ください。

▶▶ 税制優遇の例

25年間勤めた会社が、退職手当制度を確定拠出年金へ移行し、その3年後に独立して個人型年金に加入し、10年後の60歳時に一時金を受け取ったAさんの場合は、以下のような税制優遇があります。

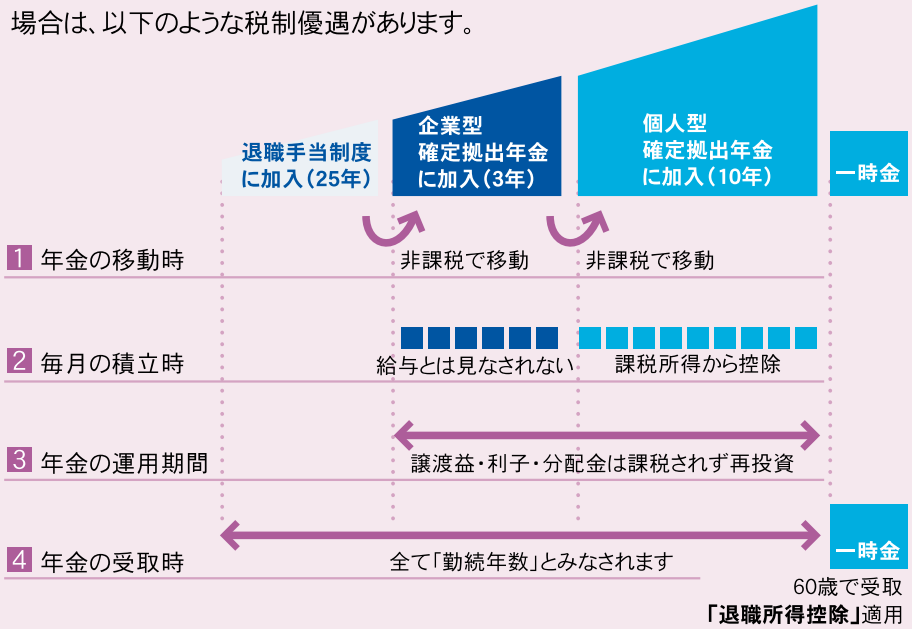

support
サポート

電話でのお問い合わせ

コールセンターオペレーター対応

BFSではコールセンターを設置し、加入者様からのお問い合わせに対して、専門のオペレーターによる迅速な対応が可能な体制を整えております。

自動音声応答（IVR）で対応

オペレーター受付時間外でも伝言の受付などが可能です。

お問い合わせ専用ナビダイアル　　レッツゴートゥー　ヨンマルイチ

0570-052-401

携帯電話・PHS、およびNTT以外の新電電各社をご契約の電話からはつながらない場合がございます。その場合は03-6230-1402にお電話ください。

※オペレーター（有人）対応：平日10:00～18:00（月～金・除く祝日,年末年始）
※自動音声対応（IVR）での対応：365日24時間（システムメンテナンス時を除く）

インターネットでのお問い合わせ

メッセージボードによる対応

加入者サイト各ページの右上にある「メッセージボード」をクリックすると、企業管理者様や運営管理機関へお問い合わせ・ご連絡ができます。

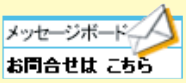

メッセージボードについて

メッセージボード機能を活用することにより、管理者・加入者・BFSの3者が円滑にコミュニケーションをはかれるようになっています。

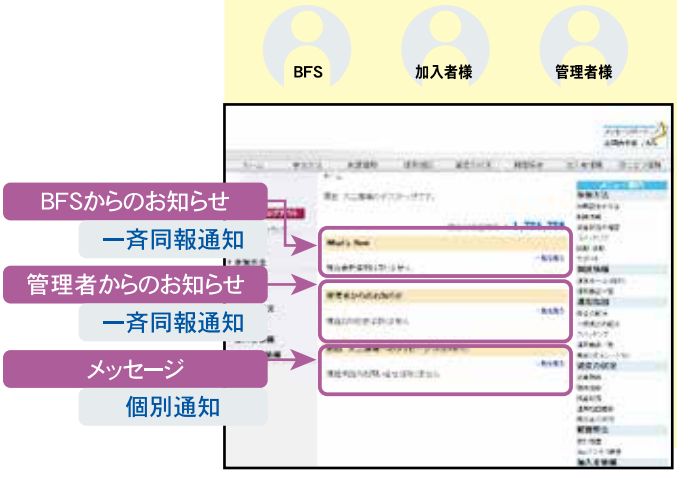

① What's New

BFSからの情報を全利用者に同時にお知らせします。
（利用者が返信を行うことはできません。）

② 管理者からのお知らせ

企業管理者様やBFSから加入者様に対して同時に情報をお知らせします。
（利用者が返信を行うことはできません。）

③ メッセージ

管理者・加入者・BFS間で1対1の情報のやり取りを行う場合のお知らせ欄です。情報の送信・受取・返信などができます。

確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程

第一条（規程の趣旨）

この規程は、SBIベネフィット・システムズ株式会社（以下「当社」といいます。）に対し運営管理業務を委託（運用関連運営管理機関を通じ記録関連業務に関する運営管理業務を再委託した場合を含みます。）した企業もしくは団体等の企業型確定拠出年金制度または国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金制度の加入者、運用指図者および加入者であった方のうち、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産が移換されるまでの方（以下「加入者様等」といいます。）が電話・インターネット等により行う以下の当社との取引等（以下「各種取引」といいます。）に係る取決めです。

（1）個人別管理資産額の照会
（2）取引履歴の照会
（3）掛金・拠出金の運用配分設定・変更
（4）スイッチング（資産の預替え）
（5）その他当社の定める照会・取引等

第二条（ID、パスワードの管理）

1. 当社は、加入者様等に対しIDおよびパスワードを発行します。当社が提供する運営管理サービスにおける加入者様用のインターネット画面、音声自動応答システムその他のツール（以下、「当社取引ツール」といいます。）に接続し、各種取引を行うためには、かかるIDおよびパスワードが必要となります。
2. 加入者様等は、IDおよびパスワードを自己の責任において厳重に管理し、他人に開示・漏洩してはならず、また他人をしてIDまたはパスワードを使用させてはならないものとします。なお、セキュリティ確保のため、当社から電話や電子メール等でIDおよびパスワードをお知らせすることは出来ませんのでご了承ください。加入者様等のIDまたはパスワードの漏洩・盗用等に起因して発生した損害につき当社は一切責任を負いません。
3. 前1項に掲げる場合を除き、当社から加入者様等に対し、パスワードをお聞きすることは一切ありませんので、ご注意下さい。なお、IDまたはパスワードの再発行に関しましては、予め当社に登録されている住所に郵送による方法で送付いたします。

第三条（本人確認）

1. 当社は、当社発行のIDおよびパスワードと、加入者様等が当社取引ツールに接続、ご利用の際に使用するIDおよびパスワードが一致した際には、加入者様等のご本人による入力であるとみなします。
2. 当社が前項の方法によって本人確認をした場合、IDおよびパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害につき当社は責任を負いません。なお、当社取引ツールに接続せずに、有人対応により本人確認を行う場合は、「ID」、「電話番号」、「生年月日」等、その他当社が合理的と判断する方法で本人確認を行います。なお、ここでいう当社が合理的と判断する方法とは、当社が加入者様等の本人確認を行うために、当社が既に持っている加入者様等の情報と、お申し出いただいた情報とを実際に照合させるために必要な手段によるものです。

第四条（各種取引の利用時間）

1. 各種取引の利用時間は、当社が定めるものとします。
2. システム等の障害、補修等により、当社は予告無く各種取引の一部または全部を一時停止または中止することがあります。

第五条（商品提供機関申込み不可日にかかる運用指図の取扱い）

当社が提示している投資信託商品のうち、当該商品の投資信託委託会社の運用にかかる先として、外国の証券取引所の休場および停止、外国為替取引にかかる当該市場の銀行休業日、その他やむを得ない事情がある場合は、加入者様等からの運用指図を受付けないこと（運用指図の受注中止）があります。その場合の運用指図の実行については、当該運用指図の受注中止を解除した後の最初の当該商品の基準価額の計算日に運用指図の実行を商品提供機関に行ないます。

第六条（届出事項の変更等）

各種取引の利用に際し、当社に届け出ている事項に関して変更が生じた場合には、原則としてすみやかに当社へ、当社所定の手続きに従い、当該事項の変更の届出を行ってください。かかる変更は、加入者様等による届出が、当社の担当部署に到着したのち合理的期間経過後から当社に対して対抗し得るものとします。

第七条（会話内容の記録）

当社は、各種取引に係る加入者様等からの受電内容を録音または記録し、取引内容の確認等に使用することがあります。これに対して加入者様等は何ら異議を述べないものとします。

第八条（原文）

当社サイトおよび当社が作成した書類等につき日本語以外の言語による表示・記載（以下「外国語表示」といいます。）がある場合においては、外国語表示は参考として作成されるものであり、日本語表示と外国語表示との間に齟齬がある場合は、日本語表示が当社および加入者様等を拘束するものとします。

第九条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じた加入者様等の損害については、その責任を負いません。但し、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

（1）通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム等の障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、もしくは、情報改変等により、伝達遅延・不能・誤動作またはその他一切の不具合が生じた場合
（2）前1号記載の事由により、加入者様等の氏名、パスワードその他の個人情報が漏洩した場合
（3）第三条に基づき本人確認を行なった場合において、本人確認用のパスワードに盗用その他の不正行為があった場合
（4）加入者様等が運用商品の購入・売却の取消等の申込を行ったにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の申込が執行され取引が成立したため、取消等が行えなかった場合
（5）天変地異、政変等不可抗力と認められる事由により、運用商品の購入および売却の執行・各種手続が遅延しまたは実行不能となった場合

第十条（個人情報の提供等）

当社に記録された個人情報に関しましては、加入者様等が参加する企業型または個人型年金規約に当社が自ら行うものと定められた運営管理業務の遂行を目的として使用するものとします。但し、当社の合理的判断により当社に記録関連業務を再委託する運用関連運営管理機関による運用関連運営管理業務の遂行を目的として運用関連運営管理機関に提供される場合、またはペイオフ対応の目的でその対象となる金融機関に提供される場合があります。また当社は、事業主または運用関連運営管理機関が加入者様等のために確定拠出年金教育ツール、シミュレーションツール（以下、「教育ツール」といいます。）を提供する場合には、その教育ツールを提供する機関に対して、事業主または運用関連運営管理機関の指定する方法に基づいて加入者様等のIDなど個人に関する情報を提供できるものとします。

第十一条（個人別資産管理資産額の通知）

加入者様等への個人別管理資産額等の通知回数およびその他通知に係る事項については、加入者様等が参加する企業型または個人型年金規約の定めに従い行うものとします。

第十二条（関係規程の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、確定拠出年金法およびそれに基づく規約、運営管理業務委託契約等関係する法令・契約の内容によるものとします。

第十三条（準拠法・合意所轄）

本規程の成立、解釈および履行等に関する準拠法は日本法とし、本規程に関して万一当社と加入者様等との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第十四条（規程の変更）

1. この規程は、法令の変更等、その他必要が生じたときには変更されることがあります。かかる変更を行なった場合、当社は、原則として当該変更内容をホームページに掲示して、加入者様等に対して通知致します。
2. 前1項に基づき規程の内容が変更された場合には、当該変更の実行日以降は、特に定める場合を除き変更後の規程が適用されるものとし、かかる変更により加入者様等が損害を被った場合であっても、特段の事情なき限り、当社はその責任を負いません。

附則

この規程は、平成17年1月1日から実施致します

確定拠出年金制度に関するお問い合わせは

ＳＢＩベネフィット・システムズ株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

コールセンター：0570-052-401（レッツゴートゥー ヨンマルイチ）

携帯電話・PHS、およびNTT以外の新電電各社をご契約の電話からはつながらない場合がございます。その場合は03-6230-1402にお電話ください。

FAXサービスセンター：03-6230-1401